

機械・電気・設備工事

一般仕様書

泉北クリーンセンター

# 目 次

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| 第 1 章 | 総則一般 | 3   |
| 第 2 章 | 使用材料 | 1 0 |
| 第 3 章 | 安全管理 | 1 1 |

# 第1編総則

## 第1章 総則一般

### 1-1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、泉北環境整備施設組合(以下「本組合」という)が発注する機械電気設備工事に適用する。
- (2) 本仕様書は、標準仕様書であり本仕様書に定めのない事項は、別に定める仕様書(以下「特記仕様書」という)に従い施工しなければならない。
- (3) 本仕様書のうち、本工事に関係ない事項は適用しない。
- (4) 図面及び特記仕様書に記載された事項は本仕様書を優先する。
- (5) この仕様書で言う用語の定義は、下記による。
  - 1) 監督職員とは、発注者が定め、当該工事を担当し、その施工を監督するものとする。
  - 2) 受託者等とは、当該工事請負契約の受託者又は契約書の規定に定められた現場代理人をいう。
  - 3) 指示とは、監督職員が受託者に対し、工事の施工上必要な事項を指示することをいう。
  - 4) 承諾とは、受託者から書面で申し出た事項に対し監督職員が書面をもって了解することをいう。
  - 5) 協議とは、協議事項について、監督職員と受託者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

### 1-2 一般事項

- (1) 入札参加者は、入札前に設計書、設計図及び仕様書(特記仕様書含む)熟読し、工事の全内容を承知の上、入札しなければならない。  
尚、これについて疑義があれば事前に本組合に説明を求めることができる。
- (2) 受託者は、契約締結後、契約内容について不明を理由として、異議を申したてることができない。

### 1-3 契約後の疑義

契約後、設計図面に定める事項または明示のないものについて疑義を生じた場合の解決及び本工事の細目については監督職員と協議をし、その指示に従わなければならない。

### 1-4 現場代理人等

- (1) 受託者は、本組合契約書約款第10条に定める現場代理人、主任技術者または専門技術者を定め、経歴書を事前に本組合に提出しなければならない。

- (2) 受託者は、自己または現場代理人を本工事現場に常駐させて、工事現場の監督、監理及び本工事に関する一切の事項を処理しなければならない。
- (3) 受託者は、現場代理人、主任技術者または専門技術者或いは作業員等について、工事の施工または管理につき監督員が不相当と認めた場合は、改めて選任しなければならない。

#### 1-5 火災保険等

受託者は、工事着手前に本組合契約書約款第44条による損害に対する諸保険(火災保険、運送保険、建設工事保険、第三者賠償保険、損害保険等)に加入する等の損害賠償措を講じなければならない。

#### 1-6 工事着手

受託者は、工事着手前に工事着手届、施工計画書並びに工程表などを本組合に提出しなければならない。

#### 1-7 特許権、関係法規等の厳守

- (1) 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用するとき、その使用に関する一切の責任を負うものとする。  
また、当組合が施工方法を指定した場合においても同様とし、受託者は特許権、その他、第三者の権利について使用前によく調査したのち、工事等を行わなければならない。
- (2) 受託者は、工事施工にあたり労働安全衛生法、建設業法、労働基準法、道路法、道路交通法、消防法、電気事業法、騒音規制法、振動規制法、その他関係法規を厳守しなければならない。  
尚、関係官公署その他または施設管理者による許可、施工条件について、これを厳守しなければならない。

#### 1-8 官公署その他への届出手続き

- (1) 工事着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手續等を遅滞なく行う。届出内容については、あらかじめ監督職員に報告する。
- (2) 関係官公署その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、延滞なく、その旨を随時監督職員に申し出て協議しなければならない。
- (3) 受託者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受託者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

#### 1-9 工事事務所

- (1) 本工事に必要な工事事務所は、場所及び設備について組合の承諾を受け、受託者の負担において設置しなければならない。

- (2) 受託者の工事用事務所には、必ず工事用の専用電話を設けなければならない。  
但し、設置しがたい場合は、これに代用するものを用意しておかなければならない。

#### 1-10 用地の使用

工事用地、その他設計図書において、本組合が提供すべきものと定めた工事の施工上必要な用地以外の用地を工事施工上の必要から第三者の所有する用地を使用する場合、これの交渉及び補償は、特別に定めない限り受託者において一切を行わなければならない。

#### 1-11 電力水道等

- (1) 本工事に使用する電力設備及び電力料金等は全て受託者の負担とする。
- (2) 電力設備はすべて「電気設備技術基準」に準じて設置並びに維持管理しなければならない。
- (3) 本工事に使用する水道設備及び水道料金等はすべて受託者の負担とする。

#### 1-12

- (1) 本工事の作業時間は、設計図書に定めるもの及び監督職員が指定する場合以外は、本組合の就業規則により定められた就労時間とする。
- (2) 休日、または上記時間外に作業を行う必要がある場合は監督職員と協議し承諾を得なければならない。

#### 1-13 事故防止

受託者は、本工事にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効且つ適切な事故防止対策を講じなければならない。

#### 1-14 工事の下請け

本工事において下請負人を使用するときは、工事着手前、本組合に下請負人申請書を提出し、承諾を受けなければならない。

尚、下請負人は建設業法等に違反するものであってはならない。

#### 1-15 工事施工

- (1) 工事の施工は、設計図書及び別途作成する工事施工計画書に基づいて行わなければならない。
- (2) 工事施工計画書は、別途定める「工事施工計画書作成要綱」に従って工事施工上必要な計画図、詳細図及びその他細部図面と共に受託者において作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (3) 工事施工計画書に変更が生じた場合には、その都度、変更工事施工計画書を前記

- (2) に準じて作成し、提出しなければならない。
- (4) 設計図書に明示のない事項のうち、工事施工上、または技術上当然必要と認められるもの、或いは軽微なものについては監督職員の指示に従って施工し、これに要する費用は、すべて工事費に含むものとする。
- (5) 機械器具の取扱い者は、法令に定めのあるものについては、これに適合する有資格者でなければならない。また、工事には熟練した技術者及び作業員を従事させること。
- (6) 本工事にかかる工程管理、品質管理及び出来形作成のために行う調査、測定、測量、観測及び検査については、本工事の特質を十分に考慮し、必要にて、十分な項目に亘って、行うべく工事施工計画書に明記しておかなければならない。

#### 1-16 現場管理

- (1) 受託者は、工事施工中必要に応じ専門技術者を現場に派遣し、工事の指導監督に当たらなければならない。
- (2) 受託者は、工事現場に設置した保安施設等を十分に維持管理するために常時巡視点検しなければならない。工事施工中、万一これらに不備を認めた場合は、ただちに補修もしくは取替えなければならない。
- (3) 受託者は、工事に従事する作業員等を十分に指導監督し、風紀、衛生、火災並びに盗難等についても厳重に取締り事故防止及び整理整頓について十分な注意をすること。また、工事現場内外を問わず、人命、財産等に危害を及ぼさない様に危険表示、危険防止等の措置をとらなければならない。
- (4) 豪雨、高潮及び台風時等出水の恐れのあるときは、受託者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに、応急措置に対する準備をしておかなければならない。

#### 1-17 工程管理

- (1) 受託者は、工事施工計画者に基づき本工事に関する工程を常に管理し、工事期限内に完成に努めなければならない。万一、工程に変更、或いは修正が生じた場合は、その都度、理由を監督職員に報告し、その承諾を受けなければならない。
- (2) 月間の工事出来高報告及び実施工程表は、所定の様式により提出しなければならない。

#### 1-18 設計変更

- (1) 図面と工事現場の状態とが一致しないとき、或いは施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたときなどやむを得ない理由により工事内容を変更し、設計の変更が必要と考えられるときは関係図面、理由書、数量計算書及び参考資料を添付して、設計変更承認願いを監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。

ただし、軽微な変更については変更設計をしない場合がある。

- (2) 本工事発注後において、同一区域内の公共工事または工事区域が隣接する公共工事  
で本工事受託者と同一請負契約者であった場合、諸経費の調整を行うものとする。

#### 1-19 損害賠償

- (1) 本工事によって生じた損害は、すべて受託者の負担において、損害賠償をおこな  
わなければならない。
- (2) 受託者は、下請負人等によって生じた損害賠償に対しても責任を負わなければな  
らない。
- (3) 本工事によって生じた物件の損傷復旧については受託者は最後まで誠意をもって  
処理解決にあたらなければならない。

#### 1-20 提出書類

- (1) 本組合に提出する書類は、設計図書により定めるもの及び監督職員の指示するも  
のとする。提出に当っては指定の期日までに不備、不足のない様に注意すること。  
尚、部数については変更することがある。
- (2) 工事に関する会議、その他打合せ等の議事録等は必ず整備して監督職員の指示す  
るものについては、すみやかに提出しなければならない。

#### 1-21 工事記録

- (1) 受託者は、作業内容、作業人数、使用材料の数量、使用機器の稼働記録並びに工  
事の出来高等を工事日報に記録し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 施工管理等のために行った各種の試験、調査並びに測定等の結果は常に整理して  
おかななければならない。

#### 1-22 工事写真

- (1) 撮影は、本組合が指定する箇所または当然記録に残す必要があると思われる箇所  
は撮影しておかななければならない。
- (2) 撮影方法を受託者は、施行前に平面図に撮影箇所を記入して監督員に提出するこ  
と。但し、写真には所定の施工寸法が判定出来るように必ず寸法を示す器具を入れて  
撮影すると同時にカラー撮影を標準とする。
- (3) 工事写真は、撮影写真の確認のため、液晶画面付のデジタルカメラで撮影するこ  
と。ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 撮影した工事写真を元に、写真の種別毎に整理し目次をつけた工事写真帳を作成  
する。
- (5) 撮影した写真は画像データもしくはネガを提出する。
- (6) 写真用黒板について、件名・施工内容・日付・受託者名を明記すること。

### 1-23 竣工図

竣工図は、出来形図面に基づき作成すること。

但し、出来形と設計図と同一ものは、設計図をもって竣工図に変えてもよい。

#### イ) 竣工図

- ・平面図、縦断図、横断図、構造図、基礎据付図、配管図、配線図、取扱説明書  
その他
- ・図面の大きさは、A-1判を標準とする。

#### ロ) 提出方法

- ・竣工図（CAD含む）、縮刷版、製本集はCD・DVDにデータとして提出すること。

### 1-24 工事検査

- (1) 工事の検査は、必要のある場合は、適宜これを行う。工事が完了したときは、あらかじめ本組合関係者及び受託者立会いの上、竣工検査を行う。
- (2) 工事施工に検査不可能、または困難な工事はその施工にあたり監督職員立会いを受けること。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所は監督職員の指示に従い直ちに取毀し、撤去、補修、または取替へ等の必要な処置をとらなければならない。  
尚、これに要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (4) 中間検査及び竣工検査においては、関係書類、現場の整理整頓を完備の上、受験すること。  
万一、書類に不備、不足のある場合は検査を行わない。
- (5) 中間検査及び竣工検査には、現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、必ず立会わなければならない。
- (6) 貸与品等は工期までに返納し、検査時にはそれらの返納書を完備しておかなければならない。
- (7) 機器類及び付属品は、製作が完了すれば原則として塗装前製作工場にて監督職員立会いの上、性能検査及び各部検査を実施するものとし、検査実施日時を監督職員に報告すること。  
また、工事完了後、監督職員立会いの上、総合試運転及び各種検査を実施するものとする。
- (8) 工場検査または、試運転の際は、原則として本組合への納入品の一切を使用すること。  
また、試験設備概要、実施要領及び使用原動機の試験成績等は前もって監督職員に提出し承諾を得ること。
- (9) 監督職員が必要と認めた時は、公立または権威ある試験所その他の機関の材料試験成績書及び検査合格証明書を提出させることがある。
- (10) 工場試運転及び検査は下記により実施する。尚、各項目中該当するもののみ適用



する。

- 1) 付属品、予備品の検査は監督員が別に指示する。
- 2) 電動機及びその他電気機器等の試験は、J I S及びJ E Mにより実施する。
- 3) 上記2)に記載していない機器の試運転及び検査に関する細部及び工事完了後の現場試験運転または検査については監督員がその都度別に指示する。

#### 1-25 施設等の管理責任

- (1) 本工事により完成した施設等は、工事完成後においても引き渡しがすむまで請負者において管理の責任を負わなければならない。
- (2) 1ヶ所の現場に2社以上の受託者が同時に施工する場合、いわゆる出合工事の場合は、これらの受託者は協力して調整を行い、本工事により完成した施設等を管理しなければならない。

#### 1-26 現場発生品

本工事施工に伴って発生する現場発生品及び既設施設の撤去品等は、監督職員の指示に従い整理のうえ、監督職員の指定する場所で引渡さなければならない。

#### 1-27 あと片付け

工事現場における残材及び機材等は、原則として工期までに搬出し、清掃及びあと片付けをしなければならない。

#### 1-28 試運転

- (1) 工事完了後、現場試験運転を実施する場合には、請負人は、責任ある専門技術者を現地に派遣し、監督職員と打合わせのうえ、実施にあたること。
- (2) 試運転実施及び期間については、監督職員の指示によるものとする。
- (3) 試運転成績表は、速やかにまとめ必要部数を本組合に提出し、本組合の承諾がなければ結果を外部に公表してはならない。
- (4) 試運転に要する電力、水は本組合が負担するものとし、他は請負人の負担とする。
- (5) 設備の引渡しは、工事完了後、試運転を実施し、諸検査に合格して監督職員が良好と認めてから引き渡すものとする。

但し、本工事完了後といえども現場の都合により現場試験運転が実施できない時は、後日監督職員が指示する時に実施して引き渡しするものとする。

#### 1-29 運転指導及び補償

- (1) 工事竣工後、請負人はただちに専門技術者により設備の運転指導を行わなければならない。
- (2) 運転指導期間は原則として、1か月以内とするが、状況によって延長することがある。

- (3) 運転指導の期間中の電力、水については、本組合の負担とするが、指導員の派遣費用は請負人の負担とする。
- (4) 本工事により施工した装置、機器類の保証期間は試運転後1ヶ年とし、その間において設計製作の不備、材質の不良または工事の不完全に起因する事故と監督職員が判定した場合は、早急に無償にて監督職員の指示通り修理または交換を行うこと。また、保証期間満了の時は、整備点検して引渡すこと。

## 第2章 使用材料

### 2-1 材料の選定

- (1) 受託者調達の方法は、あらかじめ試験または見本等により監督職員の検査、または承諾をうけなければならない。  
但し、代品を使用する場合は、同等以上のもので監督職員の承諾を受けなければならない。  
尚、検収後においても不良品のでた場合は、直ちに良品と取替えなければならない。
- (2) 材料のうち、特に指定のないもので、日本工業規格（JIS）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本電気規格調査会標準規格（JEC）、日本下水道協会（JWWA）、危険物取扱規定、労働安全衛生規則、その他の条例等の規格のあるものは、これらの規格に適合するものでなければならない。
- (3) 規格外の材料については、品質、形状寸法、強度が使用目的に十分応じられるものでなければならない。
- (4) 製作品については、すべて承認図面を提出し、必ず監督職員の承諾を得てから製作に着手しなければならない。

### 2-2 材料検査

- (1) 材料の検査は、使用前に監督職員の立会検査を行うほか、工事施工中においても適宜これを行うことがある。
- (2) 検査方法または試験方法は、本組合が特に定めるもの以外はJIS及びJASの規定を標準とする。  
ただし、JIS及びJASに規定のないものについては、本仕様書の該当各項及び監督職員の指示によらなければならない。
- (3) 材料の検査には、受託者またはその代理人が立ち会わなければならない。  
立会わないときは、検査に対して何ら異議を申し立てることができない。

### 2-3 塗装

- (1) 機器の塗装は、工場試運転並びに立会検査終了後とし、防錆清掃に留意し、入念

に実施するものとする。

- (2) 機器の塗装は、錆止塗装2回、仕上げ塗装2回を施すものとし、最終の塗装は、現地試運転調整終了後に行うことを原則とするが細部については、監督職員と打合せて決定すること。
- (3) 塗装の種類及び機器の仕上げ塗装色については、監督職員より指示する。
- (4) 機器の内、特殊材料を使用する部分または摺動、機密面等には塗装しないものとする。
- (5) コンクリートの接触面は、塗装を施さないものとする。
- (6) 小配管は必要に応じ、各系統別に色分け塗装を行い、流れ方向を明示する矢印をつけるものとする。

## 第3章 安全管理

### 3-1 一般事項

- (1) 本工事にかかる安全管理については、関係法規の定めによるほか、本仕様書に基づいて行うものとする。
- (2) 安全管理については、次の事項と密接な関係にあるので、関連事項については十分に留意しなければならない。
  - イ) 工事現場における保全施設等の設置基準
  - ロ) 労働安全衛生法
  - ハ) 酸素欠乏症等防止規則
- 二) その他

### 3-2 安全管理組織

- (1) 本工事に関する安全管理を計るために、安全管理者を1名以上設置し、工事現場の安全を有機的に且つ総合的に確保すること。
- (2) 安全管理に関する事項の周知徹底を計るとともに日常の活動を円滑に運ぶため、安全管理組織を決めなければならない。

尚、指令、命令等は、下請け関係者及び現場作業にまでいきわたるようにすること。

### 3-3 安全教育

受託者は、下請け関係者及び現場作業員に至るまで、安全教育を行い、安全管理に対する認識の向上を計らなければならない。

### 3-4 安全管理パトロール

工事現場の安全管理パトロールは、現場関係者のほか、会社組織によって必ず行

い、相互に協調して事故防止に努めなければならない。

尚、安全管理パトロールに関して、本組合より報告書の提出を求めることがある。

### 3-5 作業場の区分

工事施工中の現場、材料置場及び材料加工場等は、作業現場に工事関係者以外の者及び一般車両が誤って立ち入ることのないよう柵またはこれに類するもので他と明確に区分し、同時に不断の注意をはらわなければならない。

### 3-6 火気

油類、ガス、電気等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

### 3-7 緊急時連絡体制

工事中における緊急活動を円滑にするため、事前に各関係先の連絡体制として工事関係者に周知させておくと共に、工事事務所内に文書し、貼っておかなければならない。